

令和6年度 第3回栃木地方最低賃金審議会

日 時 令和6年8月5日（月）午後4時00分～

場 所 宇都宮第2地方合同庁舎 5階大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 栃木県最低賃金の改正決定について

(2) 栃木県特定最低賃金の改正決定の必要性について（諮問）

(3) その他

3 閉 会



令和6年8月5日

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 殿

栃木地方最低賃金審議会
栃木県最低賃金専門部会
部会長 杉田 明子

栃木県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月5日、栃木地方最低賃金審議会において付託された栃木県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の栃木県最低賃金（時間額913円）は令和4年度の栃木県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

ただし、この金額を提示するに際し、

- 1 中小零細企業の継続的な賃金上昇のために、労務費を含めた価格転嫁の推進を要望する。
- 2 近年増え続けている社会保険料の企業負担の減免を要望する。
- 3 社会保険加入対象が、本年10月には101人以上から51人以上になることから収入の壁対策を要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

部会長

すぎた あきこ
杉田 明子

すずき てつや
鈴木 徹也

いのうえ かよこ
井上 加容子

部会長代理

くろかわ きょうこ
黒川 亨子

つむら じゅんこ
津村 淳子

すずき けんじ
鈴木 健治

ふじい りょうじ
藤井 亮二

なかじま かずみ
中島 一実

ときにわ たけし
時庭 岳士

栃木県最低賃金

- 1 適用する地域
栃木県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,004円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日

栃木県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 栃木県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 913 円
- (3) 発 効 日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の栃木県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（97,452円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると栃木県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$913 \text{ 円（栃木県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 128,054 \text{ 円}$$

※ 令和6年7月10日付け第2回目安小委員会資料「生活保護と最低賃金」グラフに示された比率。

栃木県最低賃金専門部会 審議経過概要

回	開催年月日	調査審議事項
1	令和6年7月31日	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出について 2 金額改定について
2	令和6年8月2日	<ol style="list-style-type: none"> 1 金額改定について
3	令和6年8月5日	<ol style="list-style-type: none"> 1 金額改定について 2 専門部会報告書(案)について 3 答申文(案)について